

鳥取市補助金カルテ

NO.	275	担当課	交通政策課	外線	0857-30-8326
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	バス運行対策費鳥取市補助金				
概要	市民の生活交通を維持確保するため、生活交通路線として必要なバス路線のうち、広域的・幹線的なバス路線のバス運行事業者に対する補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3404）交通ネットワークの充実				
創設年度	H13	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	生活バス路線のうち、広域的・幹線的なバス路線の運行を維持する。				
検証結果	－				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	交通対策費	
歳出事業名	地方バス路線維持対策補助金					
R 8 予算	125, 693千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	・ 日ノ丸自動車（5系統）104, 481千円 ・ 日本交通（3系統）21, 212千円			R 7 (見込)	2	133, 414
				R 6	2	117, 720
				R 5	2	95, 545
				R 4	2	85, 835
補助率・補助額		要綱に掲げる算定方法による		上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	乗合バス事業者
交付要件	乗合バス事業者であって、鳥取県知事が地域協議会の結果に基づいて定める一定の要件の下で、最も少ない県補助金交付要綱による補助金で生活交通路線を運行するものとして選定されたもの。
対象経費	要綱別表に掲げる経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 市民の日常生活の維持および地域の福祉の向上に資するために、生活に必要不可欠なバスの運行を維持する必要がある。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	276	担当課	交通政策課	外線	0857-30-8326
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市高齢者等公共交通利用支援事業費補助金				
概要	運転免許証返納者や65歳以上の高齢者を対象に、路線バス定期券の割引販売を行う事業者に対する補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3404）交通ネットワークの充実				
創設年度	R2	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	運転免許証返納者及び高齢者の公共交通の利用を促進する				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	交通対策費	
歳出事業名	高齢者等公共交通利用支援事業費					
R 8 予算	16,409千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	過去実績より積算。			R 7 (見込)	1868	16,592
				R 6	1891	16,779
				R 5	1948	17,259
				R 4	1936	17,180
補助率・補助額	割引した額					
特定財源						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	路線バス事業者
交付要件	運転免許証返納者及び65歳以上の高齢者を対象に、路線バス定期券を正規価格の5割引で販売する路線バス事業者
対象経費	路線バス定期券の割引額
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	定期券の購入申込書の控えを確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 高齢者及び運転免許返納者の公共交通利用を支援し、もって地域福祉の向上及び公共交通の確保維持に資するため
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	277	担当課	交通政策課	外線	0857-30-8326
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市生活交通確保対策事業補助金				
概要	バス路線の維持が困難な地域において、地域住民の生活交通の確保を図る事業（バス代替タクシー、乗合タクシー等）に対する補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3404）交通ネットワークの充実				
創設年度	H13	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	鳥取市生活交通創生ビジョンで定める評価・見直し基準に準ずる				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	交通対策費	
歳出事業名	バス代替タクシー運賃補助金					
R8予算	33,449千円					
R8予算 積算根拠	対象経費（運行経費又はタクシー運賃から運行収入を差し引いた額）×10/10 ・雨滝上地線 6,233千円 ・吉岡洞谷線 95千円 ・西郷線 14,213千円 ・神戸線 12,908千円					
				過去実績	件数	決算額 (千円)
				R7 (見込)	4	35,147
				R6	4	31,834
				R5	4	33,134
				R4	4	23,105
補助率・補助額	10分の10				上限額	設定なし
特定財源	県費, その他（地方債）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	タクシー事業者
交付要件	道路運送法第3条第1号の一般旅客自動車輸送事業を経営する者
対象経費	タクシー運賃から路線バス運賃相当額及びその他補助金額に相当する額を差し引いた額
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 交通空白地において地域住民の交通手段を確保し、もって地域の福祉の向上に資しているため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	278	担当課	交通政策課	外線	0857-30-8326
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市交通空白地有償運送者支援事業費補助金				
概要	NP0法人等が実施する公共交通空白地有償運送事業に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3404）交通ネットワークの充実				
創設年度	H20	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	交通空白地の地域住民の交通手段を確保する。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	交通対策費	
歳出事業名	地域主体型生活交通確保支援事業費					
R 8 予算	40, 321千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	7団体 対象経費 40, 321千円×10/10			R 7 (見込)	7	40, 541
				R 6	7	38, 175
				R 5	7	37, 441
				R 4	7	27, 502
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	県費, その他（地方債）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市交通空白地有償運送事業を実施するNP0等
交付要件	・補助事業を実施する意欲と能力を有すること。・概ね地区公民館の区域以上の範囲で補助事業を実施できること。・路線バスやJR等との接続に配慮しながら補助事業を実施できること。・週2日以上かつ1日2便以上の運行が見込まれること・車両等設備事業は、交付決定を受けた日から5年間は、交通空白地有償運送事業の継続が見込まれること。
対象経費	交通空白地有償運送の補助対象路線ごとに、営業費用から営業収益を差し引いて得た額の合計額、交通空白地有償運送に用いる車両等設備の購入費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4、2-6 交通空白地において地域住民の交通手段を確保し、もって地域の福祉の向上に資しているため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	279	担当課	交通政策課	外線	0857-30-8326
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市高校生等通学費助成事業補助金				
概要	高等学校等へ公共交通機関を利用して通学する学生の通学費を補助。				
補助金区分	個人に対する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3404）交通ネットワークの充実				
創設年度	R2	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	学生の公共交通の利用を促進する				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	交通対策費	
歳出事業名	学生等公共交通利用促進支援事業費					
R8予算	9,236千円					
R8予算 積算根拠	過去実績より積算。					
				過去実績	件数	決算額 (千円)
				R7 (見込)	420	9,859
				R6	341	6,724
				R5	309	6,185
				R4	284	5,510
補助率・補助額	1月あたり7,000円を控除した額				上限額	設定なし
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人
交付要件	次に掲げるすべてを満たす高校生等の保護者であって鳥取市に住所を有する者。(1) 高等学校等への通学にあたり、公共交通機関を利用し、かつ、当該公共交通機関の利用について通学定期券を使用していること。(2) 高等学校等の在籍期間が、補助金の交付の申請を行う日の属する年度において修業年限を超えていないこと。
対象経費	通学費
精算方法	事業完了後に申請するため、精算しない（申請時に実績等を確認）。
実績確認	購入した定期券の写しを申請書に添付させ確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	2-6 県補助要綱を基にしているため。（間接補助）
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	280	担当課	交通政策課	外線	0857-30-8326
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取港振興会補助金				
概要	鳥取港振興会が行う鳥取港の利用を促進するための活動に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3404）交通ネットワークの充実				
創設年度	H13	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	鳥取港での外国貿易の促進、クルーズ船の寄港誘致、貨物及びクルーズ船招聘のポートセールス				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	土木費	項	港湾費	目	港湾総務費															
歳出事業名	鳥取港振興会対策費																			
R8予算	13,413千円																			
R8予算 積算根拠	・外国貿易促進事業 2,600千円×1/2 ・クルーズ船誘致事業 20,578千円×1/2 ・事務局運営費（事務費等） 3,648千円×1/2				<table border="1"> <thead> <tr> <th>過去実績</th> <th>件数</th> <th>決算額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R7 (見込)</td> <td>1</td> <td>9,823</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>1</td> <td>2,920</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>1</td> <td>5,824</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>1</td> <td>4,230</td> </tr> </tbody> </table>	過去実績	件数	決算額 (千円)	R7 (見込)	1	9,823	R6	1	2,920	R5	1	5,824	R4	1	4,230
過去実績	件数	決算額 (千円)																		
R7 (見込)	1	9,823																		
R6	1	2,920																		
R5	1	5,824																		
R4	1	4,230																		
補助率・補助額	2分の1				上限額	設定なし														
特定財源	なし（一般財源のみ）																			

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取港振興会
交付要件	鳥取港振興会
対象経費	国内及び海外で企業を対象に鳥取港のポートセールスを行う事業、情報収集及び調査研究並びに要望活動事業、広告宣伝事業、民間企業、関係団体等と懇談会を開催する事業、前各号に掲げる事業の実施に伴う事務局運営
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	×
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	4-2 鳥取港振興会は、鳥取港の利用を促進するための活動を支援するため、県と市が共同で運営。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	281	担当課	交通政策課	外線	0857-30-8326
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和8年度 当初予算	
補助金名	鳥取港活性化振興補助金				
概要	鳥取・賀露みなとオアシスの運営者が行う鳥取港周辺の観光振興及び地域振興のための活動に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3404）交通ネットワークの充実				
創設年度	H16	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	鳥取・賀露みなとオアシス振興を目的としたイベント及び広報宣伝事業の実施				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	土木費	項	港湾費	目	港湾総務費	
歳出事業名	鳥取港活性化振興費					
R8予算	606千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	過去実績より積算。			R7 (見込)	1	582
				R6	1	582
				R5	1	582
				R4	1	421
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった事業者
交付要件	みなとオアシス運営要綱（平成29年2月国土交通省港湾局）第4条の規定に基づく、鳥取・賀露みなとオアシスの運営者
対象経費	謝金、旅費、会場借上料、会場整備費等物件費、雑役務費、広告宣伝費、消耗品費、委託費その他市長が特に必要と認める経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 国交省の認定を受ける鳥取・賀露みなとオアシスの運営者の活動支援を目的とする補助金であり、継続的な運営者の確保のために10分の10の補助率が必要。
公益性	-
公平性	4-1 国交省の認定を受ける鳥取・賀露みなとオアシスの運営者としての活動支援を目的とする補助金であるため。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	補助率が1/2を超えている

鳥取市補助金カルテ

NO.	282	担当課	交通政策課	外線	0857-30-8326
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市地域内フィーダー系統確保維持補助金				
概要	乗合タクシー米里線の運行費を助成する。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3404）交通ネットワークの充実				
創設年度	H24	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	バス路線の維持が困難な地域において、生活交通を確保する。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	交通対策費	
歳出事業名	バス代替タクシー運賃補助金					
R8予算	64千円					
R8予算 積算根拠	対象経費（運行経費又はタクシー運賃から運行収入を差し引いた額）×10/10 ・米里線 64千円					
		過去実績	件数	決算額 (千円)		
		R7 (見込)	1	50		
		R6	1	86		
		R5	1	146		
		R4	1	8		
補助率・補助額	10分の10				上限額	設定なし
特定財源	県費, その他（地方債）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	タクシー事業者
交付要件	道路運送法第3条第1号の一般旅客自動車輸送事業を経営する者
対象経費	タクシー運賃から路線バス運賃相当額及びその他補助金額に相当する額を差し引いた額
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 路線バスの減便・廃止に伴う代替交通を維持するための補助であり、公共性が高いため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	283	担当課	交通政策課	外線	0857-30-8326
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市生活バス路線運行費等補助金				
概要	市民の生活交通を維持確保するため、運行維持が困難となっているバス路線のバス運行事業者に対する補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3404）交通ネットワークの充実				
創設年度	H13	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	生活バス路線の運行を維持する。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	交通対策費	
歳出事業名	地方バス路線維持対策補助金					
R8予算	254,143千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	・日ノ丸自動車（63系統）198,128千円 ・日本交通（25系統）56,015千円			R7 (見込)	3	259,029
				R6	3	162,777
				R5	3	58,377
				R4	3	177,345
補助率・補助額	要綱に掲げる算定方法による			上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	乗合バス事業者
交付要件	バス運行対策補助金要綱（平成13年国自旅第16号）第2条で定める乗合バス事業者
対象経費	要綱別表に掲げる経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 市民の日常生活の維持および地域の福祉の向上に資するために、生活に必要不可欠なバスの運行を維持する必要がある。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	284	担当課	交通政策課	外線	0857-30-8326
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市住民参画型バス停上屋整備事業費補助金				
概要	市内の住民組織又はその連合体（自治会等）が主体となって計画から管理まで行うバス停上屋整備に要する経費の補助				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3404）交通ネットワークの充実				
創設年度	H16	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	地元住民のバス等公共交通の利用促進				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	交通対策費	
歳出事業名	住民参画型バス停上屋整備事業補助金					
R 8 予算	266千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	対象経費：バス停1か所について、補助対象経費×2/3（千円未満切捨て）又は100万円のいずれか低い額 400,400円×2/3＝266千円			R 7 (見込)	1	262
				R 6	0	0
				R 5	1	1,000
				R 4	1	124
補助率・補助額	2/3又は100万円のいずれか低い額			上限額	1,000千円	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請があった自治会等
交付要件	自治会等が主体となってバス停上屋整備事業を行うこと
対象経費	自治会等が主体となって行うバス停上屋整備事業費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 地域の実情にあったバス停上屋整備を地元主体で行うことにより、利便性向上と利用促進に資しているため
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-